

## 14. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項 目	平成22年度末	平成23年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	3,264,470	3,667,886
基金等	563,679	652,767
価格変動準備金	242,414	251,044
危険準備金	510,779	491,117
一般貸倒引当金	3,176	6,369
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	742,940	1,071,601
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	233,060	224,979
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	812,786	819,420
負債性資本調達手段等	100,000	100,000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	55,633	50,586
リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	983,797	978,595
保険リスク相当額 R1	125,234	124,577
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	48,606	49,981
予定利率リスク相当額 R2	170,371	166,105
最低保証リスク相当額 R7	6,872	6,785
資産運用リスク相当額 R3	768,317	767,340
経営管理リスク相当額 R4	22,388	22,295
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	663.6%	749.6%

(注) 1. 平成23年度末の数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。なお、平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更（マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等）がなされております。平成22年度末の数値は、平成23年度における基準を平成22年度末に適用したと仮定し、平成23年3月期に開示した数値です。

2. 「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。

旧基準によるソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項 目	平成 2 2 年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	3,323,859
基金等	563,679
価格変動準備金	242,414
危険準備金	510,779
一般貸倒引当金	3,176
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	742,940
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	233,060
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	812,786
負債性資本調達手段等	100,000
控除項目	—
その他	115,021
リスクの合計額	574,655
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	
保険リスク相当額 R1	125,234
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	48,606
予定利率リスク相当額 R2	66,141
最低保証リスク相当額 R7	7,834
資産運用リスク相当額 R3	458,905
経営管理リスク相当額 R4	14,134
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,156.8%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
2. 「控除項目」は、平成8年大蔵省告示第50号第1条の2に規定する他の保険会社または保険業法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる子会社等の資本調達手段について、意図的な保有相当額があればこれを記載しますが、当社では該当項目はありません。
3. 「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。